

「海洋基本計画（原案）」についての意見

大日本水産会 専務理事 石原英司

<はじめに>

本基本計画原案が、全般的にわが国の重要かつ代表的な海洋産業の一つである水産業に対して、その現状認識に差異が無いことや水産資源の持続可能な利用という基本的考え方を踏まえた政策方向性について言及されていることについて賛意を表したい。

一方、多くの課題を盛り込んだ本計画原案が実行されるに当たって、政策の順位付けや確たる予算措置の裏付けがどのように行われていくのかに重大な関心を有している。諸施策実行の時系列的な展開についても概略なりとも今後明らかにされるよう期待する。

次にいくつかの点についてコメントすることとしたい。

1. 海洋の総合的管理に関して、

計画原案では、海域の利用が複数の関係者によって立体的・時間的に住み分けながら行われていると認識し、これらの利用者相互間の調整は法令による他、当事者の話し合いによる必要性を指摘しているが、これは実態に即した極めて合理的なものである。今後、海洋の開発・利用が進むにつれて関係者間調整が必要になっていく際には、国は関係者による合意形成を支援し、衡平な解決が図られるよう一層の役割を演ずるべきである。その場合、開発・利用から生ずる優位性を判断するに際して、短期的な経済利益ばかりでなく長期・持続的利益が十分に考察されなければならない。

2. 水産資源の利用・管理の問題について、

現在、世界的にも国内的にも漁業生産活動の対象となっている水産資源の多くは高度に開発されており、資源水準としては低位にあるといわれている。これらの資源に対しては合理的な操業規制をはじめ漁場環境保全の面からも、回復に向けたあらゆる施策を集中させる必要がある。漁獲制限、密漁防止などの資源管理、藻場・干潟の保全が声高に叫ばれるゆえんである。また、新たな漁場造成に努めることが急がれる。国民に継続的・安定的に水産物を供給することを使命とする漁業、特に一定の量的確保を担った沖合・遠洋海域を漁場としてきた漁船漁業が衰退した主な原因の一つは国連海洋法会議の進行に伴う 200 海里水域の囲い込みや公海での操業規制の強化による生産の場の喪失及び漁業

活動の制約であった。我が国は今、広大な経済水域を持っているが、従前には利用していなかった沖合海域を対象とした新たな漁場造成を行い、生産増大を図る必要があるのではないか。国の強い政策誘導が求められる。

3. 日本の排他的経済水域の確立について

我が国は世界第6位、450万平方kmの排他的経済水域を有するといわれている。しかしながら、現実には、近隣諸国との間に領有権問題を抱え、450万平方kmの経済水域全てを実効支配しているわけではない。北方4島、竹島、尖閣諸島を基点とする我が国の経済水域や日韓・日中漁業協定に規定される暫定水域などは漁場としての価値が高く、我が国漁船にとって極めて重要な操業海域である。当該海域の主要部では、漁業者は日本国の海でありながら日本人として安心して漁業活動に従事できていない。常に緊張を強いられ、理不尽な圧力を加えられているのである。現状維持は国益が損なわれている状況を固定することに他ならない。国は海洋を統括する法令を成立させた今、全力を挙げて領土・国境問題の解決を図るべきである。

<おわりに>

日本人は世界一の長寿を享受している。これは米と魚を中心とする日本型食生活に由来するといわれる。日本の太平洋沖合で黒潮と親潮が収斂する海洋条件は、豊富な浮魚資源を永久に保証する自然の仕組みであり、魚食の民の食料確保にとって天恵ともいえるものである。近い将来、地球規模で生ずると危惧される食料の不足や奪い合いに備え、生活の安寧を確保しなければならない。そのためにも、自然の恩恵を生かした水産資源の持続的利用、自給率向上に向けた国民的理解と行動が今こそ求められているというべきである。

計画原案に我々の主張の趣旨が反映されることを希望している。

以上